

令和7年2月20日

入札参加案内

(一般競争入札による隠岐広域連合公有財産売却のご案内)

物件名 旧消防庁舎

所在 隠岐郡隠岐の島町城北町

163番 163番1 163番2 164番

面積 土地 1950.16㎡ (公簿・実測)

建物 955.00㎡ (附属建物を含む)

予定価格 金6,860,000円 (最低入札価格)

入札日 令和7年3月12日

(入札参加申込期限 令和7年3月7日)

【申込み・問い合わせ先】

隠岐広域連合事務局 総務課 企画財政係

〒685-0104 島根県隠岐郡隠岐の島町都万2016番地

TEL: 08512-6-9150

FAX: 08512-6-3330

1 物件

(1) 物件

【土地】

区分	地目	所在地	面積（公簿・実測）
土地	宅地	隠岐の島町城北町 163 番、163 番 1、163 番 2、164 番	1950.16 m ²

【建物】

所在地	種類	構造	延床面積
隠岐の島町城北町 163 番地外	庁舎	鉄筋コンクリート造、陸屋根、2 階建	955.00 m ²

※附属建物を含む

(2) 物件の概要及び状況

- ①物件概要及び物件状況確認書（告知書）に記載のとおりです。
- ②物件概要は、買受け希望者が物件の概要を把握するための資料です。
物件の詳細については、買受け希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査及び確認を行ってください。
- ③物件への建物の建築、増築等について、物件概要及び物件状況確認書（告知書）に記載のほか法的規制の詳細は、購入後の利用目的に応じて管轄官公署等に確認してください。
- ④購入後の物件利用に当たっての諸規制等については、購入後の利用目的に応じ、管轄官公署等に確認してください。
- ⑤落札者には、契約に先立って物件概要及び物件状況確認書（告知書）に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

(3) 物件にかかる調査及び確認等について

この入札を実施するにあたって物件に係る調査及び確認等（入札関係書類に記載するための調査及び確認等）を行っておりますが、当該調査及び確認等は隠岐広域連合事務局総務課の担当職員が行いました。隠岐広域連合に属する他の職員まで含むものではありませんので、ご注意ください。

(4) 入札関係書類の記載内容等について

入札関係書類には、調査及び確認等を行った者が把握している事項について記載しています。これらの書類において、不明としている事項、調査していないとしている事項、確認していないとしている事項、購入者において確認をお願いしている事項、又は検証していないとしている事項等について、購入後に、購入者にとって不利益となる事象が発生しても、隠岐広域連合はその責任を負いませんので、ご注意ください。

(5) 入札物件の引き渡しについて

入札物件は、現状有姿で引き渡します。

入札実施にあたって、隠岐広域連合において把握していないため、あるいは認識が及ばなかったため、入札関係書類に記載していない事柄について、購入後に入札参加者にとって不利益となる事象が発生しても、隠岐広域連合はその責任を負いませんので、ご注意ください。(契約書(案)において、隠岐広域連合は物件が種類または品質に関して契約内容に適合しないこと(以下、「契約不適合」という。)による責任を負わない定めとしています。)入札参加者において事前に現地を確認してください。

2 入札参加希望者が行う物件の調査について

(1) 入札参加の検討にあたって、物件を調査することができます。

地下埋設物調査及び地盤調査等並びに建物を売却する場合にあつては建物の耐震性能等の調査(購入後に必要なリフォームに係る調査等を含む。)を希望される方は、ご連絡ください。

当該調査については、以下により受け入れますので、ご承知ください。

①調査日、調査内容(例 地盤調査、リフォームの見積り等)及び調査方法(例 画地の東側で貫入調査を行う、畳をあげて床を調べる等。)について、隠岐広域連合と協議し、隠岐広域連合の承諾を得たうえで調査を行ってください。

②調査は、周辺土地、建物、居住者、通行人等に影響の無い方法で実施してください。

なお、調査により、周辺土地、建物、居住者、通行人等に損害を与えた場合は、調査を行った者がその責任を負うことをご承知ください。

③調査後は、物件を原状回復してください。なお、原状に回復できない調査は、承諾しません。

(2) 調査結果を、隠岐広域連合に情報提供してください。(文書情報及び画像情報による。ただし、軽易なことは口頭によることができます。軽易であるかの判断は隠岐広域連合において行います。)隠岐広域連合に提供された情報は、次のとおり取り扱いますので、ご承知ください。

①原則として、入札設定日時より後に、隠岐広域連合の事務処理上(当該情報の開示を含む。)利用します。

②ただし、物件の瑕疵と判断される情報、及び物件に関し買受人に不利益であると判断される情報は、入札設定日時前であっても当該情報を開示します。(当該判断は隠岐広域連合において行います。)

(3) 調査をされる方以外の入札参加者へ

隠岐広域連合は、入札参加希望者が物件の調査を行い、その結果について情報提供を受けた場合、上記(2)のとおり取り扱いますので、その旨ご承知ください。

3 入札事前説明会

行いません。

物件の現況を確認したい場合は、事前連絡により受け付けますので、隠岐広域連合事務局総務課（TEL 08512-6-9150）に令和7年2月28日までにお問い合わせください。

4 入札参加申込み

(1) 入札参加資格

個人、法人を問わず、どなたでも入札に参加することができます。

ただし、次に掲げる事項に該当する方は参加できません。

- ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めるときから3年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
- ③島根県税（個人の県民税及び地方消費税は除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がある者。
- ④消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がある者。
- ⑤地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者。
- ⑦無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体。
- ⑧入札参加に関して、島根県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者。

(2) 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前の申込みが必要です。

以下の期限までに郵送または持参にて以下の①～⑤の書類を提出してください。

入札参加申込期限	提出先
令和7年3月7日（金）17時15分 必着	〒685-0104 島根県隠岐郡隠岐の島町都万2016番地 隠岐広域連合事務局総務課 企画財政係

【提出書類】

- ①入札参加申込書
- ②【個人】本籍地の市町村長が発行する身分証明書（提出日の3ヵ月以内に交付された原本）
【法人】法務局が発行する現在事項全部証明書（提出日の3ヵ月以内に交付された原本）

- ③島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書」（提出日の3ヵ月以内に交付された原本）
- ④納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書」（提出日の3ヵ月以内に交付された原本）
- ⑤入札参加資格に関する誓約書
法人用の誓約書においては、全ての法人役員（現在事項全部証明書に記載されている全ての役員）の氏名及び生年月日を記載してください。

注1 共同で買受けされる場合は、「代表者選任届」により共同買受けの代表者を選任し、代表者の名前で入札参加申込書を作成してください。この場合、②～⑤の書類は共同買受人すべての方について必要となります。

注2 提出書類に不備等があった場合は、隠岐広域連合から入札参加者に連絡しますので、入札執行者が指定する日までに補正等してください。

同日までに書類の補正等ができなかった場合は、入札に参加することができませんのでご注意ください。

(3) 代理人による入札

入札は、原則として入札参加申込みをされた方（法人の場合は代表者）に出席していただきます。

入札参加申込者が入札当日に都合が悪い場合は、委任状を提出することにより代理人が出席することができます。

入札参加申込者が法人で、従業員の方等が入札に出席される場合は、当該従業員の方等への委任状が必要です。

代理人が入札に出席される場合は、入札までに委任状を提出してください。

(4) 入札参加申込者数について

入札参加申込者数について隠岐広域連合に問い合わせがあった場合、照会された時点の申込者数を回答します。

(5) 入札参加を取り止める場合

入札参加申込み後、参加を取り止める場合、入札参加辞退届を提出してください。電話等で辞退の連絡があっても、入札参加辞退届が提出されるまでは入札に参加されるものとして入札準備をします。

なお、入札参加を辞退されても、そのことで入札参加者に不利益となることはありません。（ただし、入札参加申込みに要した費用の補償はありません。）

5 入札

(1) 入札日時及び会場

入札の日時及び会場は以下のとおりです。

入札日時	入札会場
令和7年3月12日(水)9時30分から	隠岐広域連合事務局2階会議室 (隠岐の島町都万2016番地)

注1 入札開始時刻の5分前までに、会場で着席をお願いします。

(2) 入札回数

入札回数は1回のみです。

入札価格が同額の場合は、くじ引きによります。

(3) 入札に必要なもの

入札参加者は、入札当日に以下のものを必ず持参してください。必要な書類等の提出がない場合には入札に参加できません。

①入札書(代理人による入札の場合は「代理人による入札用」の入札書としてください。)

②代理人による入札の場合は委任状(入札前に提出)

③入札書に押印する印鑑(入札参加申込書と同じ印鑑。ただし、代理人による入札の場合は委任状の受任者の印鑑)

(4) その他

入札書及び委任状(代理人による入札の場合)は、別添の用紙に万年筆又はボールペンで記入してください。特に入札金額は分かりやすく記入し、金額を書き誤った場合は、訂正せず書き直してください。

また、記名・押印(法人の場合は代表取締役の職印、代理人による入札の場合は委任状の受任者印と入札書の印が同一であること)が正しく行われているか確認してください。

入札参加申込書、委任状及び入札書等に押印された印影が繋がらない場合は、運転免許証等の公的証明書等により、本人確認等させていただく場合があります。

(5) 落札者の決定

入札終了後、即時開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。

6 入札にあたって付す条件

入札に参加される方は、物件概要及び物件状況確認書(告知書)、入札参加案内の内容並びに公有財産売買契約書(案)を承諾されたものとみなします。

7 契約について

(1) 契約手続

①落札された方は、落札決定の日から7日以内（落札日は不算入。）に、契約保証金を納付し、隠岐広域連合と売買契約を締結しなければなりません。

②契約保証金

売買契約を締結する際には、契約保証金（契約金額の100分の10以上に相当する金額の現金）を納付していただきます。

契約保証金の納付をもって、契約締結となります。（契約保証金納付日が契約日となります。）

契約保証金は、隠岐広域連合が発行する納入通知書により納付してください。

納入通知書は、入札日の翌開庁日に発行し郵送します。（落札者へ納入通知書が到達してから納入期限まで短いのでご注意ください。なお落札決定後、即日、現金又は小切手で納付することもできます。）7日以内に契約保証金を納付されない場合（契約されない場合）は、落札は効力を失い、契約できなくなります。

ただし、財務規則第118条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができます。

③契約書

契約保証金納付後、契約書を作成し、双方が署名又は記名、押印します。

双方が署名又は記名、押印した契約書を、すみやかに取り交わす必要がありますので、ご対応をお願いします。

なお、隠岐広域連合が保有する契約書（落札者が発行する契約書）に貼付する印紙代は落札された方のご負担となります。

落札者が保有する契約書（隠岐広域連合が発行する契約書）には印紙は貼付しません。

売買契約は、落札された方の名義で締結します。したがって、共同で買受けされる方は、共同買受人すべての方の名義で締結することとなります。

8 契約条項について

(1) 契約条項

別添 公有財産売買契約書（案）に記載するとおり。

(2) 物件引き渡しまでの危険負担

契約締結時（契約保証金納付時）から物件の所有権移転時（残代金の納付時と同時に物件引き渡しとなる。）の間、双方の責任に帰することができない理由で、物件が滅失又はき損した場合、契約を解除することができます。

(3) 契約不適合責任

隠岐広域連合は、物件の契約不適合責任を負わない定めとしています。

購入後の物件の不具合、物件利用に係る損害発生について、隠岐広域連合は責任を負いません。（ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、別途規定有。詳細は契約書参照。）

このことは、落札額の多寡によりません。(いくら高額で落札されても、このことについて隠岐広域連合は責任を負いません。)

なお、入札参加をお考えの方は、検討にあたって、物件を事前に調査することができます。

地下埋設物調査及び地盤調査等並びに建物を売却する場合にあつては建物の耐震性能等の調査(購入後に必要なリフォームに係る調査等を含む。)を希望される方は、ご連絡ください。

(4) 契約後 10 年間の用途制限があります。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 4 号及び第 6 号の規定に該当する方の事務所、住宅又はこれらに類するものの用途に供してはならないこと。

②無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はこれらに類するものの用途に供してはならないこと。

③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならないこと。

④上記①から③までに掲げる用途に供するおそれのある第三者へ譲渡し、又は貸付けてはならないこと。

(5) 契約後、契約者が契約書に規定する義務を履行しない場合は、売買契約を解除する場合があります。

9 売買代金の納入

(1) 売買代金(契約締結の際に納付された契約保証金を売買代金の一部に充当し、その残金。)は、隠岐広域連合が発行する納入通知書により納付していただきます。

(2) 納入期限については、契約締結日から 30 日以内とします。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではありません。

(3) 売買代金が納入期限内に納付されない場合は、売買契約を解除します。この場合、契約保証金は違約金として隠岐広域連合に帰属することとなり、お返しいたしません。

(4) 契約保証金は、その受入れ期間について利息を付けません。

10 所有権の移転及び登記について

所有権は、売買代金が完納された時に、隠岐広域連合から買受人へ移転し、物件を現況のまま引渡します。

所有権の移転登記は、売買代金の完納が確認された後、落札された方が速やかに行うものとし、登記手続きに要する登録免許税等全ての必要経費は、落札された方の負担となります。

11 物件引渡しについて

物件は現状有姿で引渡します。(現況と図面等が相違している場合は、現況を優先します。)

12 物件引渡し後について

- (1) 水道に関する給水装置の修理や配管の移設等、並びに公共下水道に関する汚水舂の修理及び排水管の移設、その他公共下水道がない場合の浄化槽設置等に要する費用は、隠岐広域連合では負担しません。

上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、隠岐広域連合では、補修や引込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出及びそれらの手続きは、行いません。

建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せのうえ、買受人において対応してください。

- (2) 立木の伐採、雑草の草刈り、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸等、地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、隠岐広域連合では行いません。

13 入札情報の開示等について

入札結果に関する事項について、隠岐広域連合に問い合わせがあった場合は、落札金額及び落札者（所有権移転登記完了までは法人であるか個人であるかについてのみ。所有権移転登記完了後は法人名、個人名まで。）を回答します。

なお、入札後の契約事務及びその他の物件引き渡し事務等において、落札者の実名をあげて手続きする場合がありますので、ご承知ください。

14 その他

不動産の取引・所有に係る税については、入札参加者において確認してください。

公有財産売買契約書（案）

売主隠岐広域連合（以下「甲」という。）と買主（以下「乙」という。）とは次の条項により公有財産の売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の公有財産（以下「物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（1）土地

所在地	地目	面積（公簿・実測）
隠岐の島町城北町 163番 163番1 163番2 164番	宅地	1950.16 m ²

（2）建物

所在	種類	構造	延床面積
隠岐の島町城北町 163番地外	庁舎	鉄筋コンクリート造、陸屋根、2階建	955.00 m ²

※附属建物である倉庫等を含む

（売買代金）

第2条 物件の売買代金（以下「代金」という。）は金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

- 既納の入札保証金 円は、前項の契約保証金の一部に充当するものとする。
- 第1項に規定する契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 甲は、乙が次条に規定する義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金を代金の一部に充当する。
- 乙が次条に規定する義務を履行しないときは、第1項に規定する契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（代金の納付）

第4条 乙は、代金と前条に規定する契約保証金との差額、金 円を令和 年 月 日までに甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

（所有権の移転および登記）

第5条 物件の所有権は、乙が代金を完納したときに、乙に移転するものとする。

2 乙は、物件の所有権が移転したときは、当該所有権の移転登記に必要な手続きを速やかに行うものとする。

(物件の引渡し)

第6条 物件は、所有権移転と同時に甲から乙に対し引き渡されたものとする。

(双方の責めに帰すことができない事由による履行不能)

第7条 甲および乙は、この契約締結のときから、物件の所有権の移転のときまでの間において、物件が甲および乙の責に帰すことができない理由により滅失またはき損して本契約の履行が不可能となったとき、互いに書面によりその相手方に通知して、本契約を解除することができる。

2 前項によって本契約が解除されたときには、甲は乙に対し、契約保証金等を含め受領済みの金員を無利息にて速やかに返却する。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、民法および本契約の他の条項に関わらず、引き渡された物件が、種類または品質に関して契約内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、甲の故意または重過失による債務不履行その他、契約の趣旨に照らし民法第1条第2項に規定する信義誠実の原則および公正取引に反すると認められる事情があるときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、乙は契約不適合があった場合に、乙がその不適合を知った時から1年以内にその旨を甲に通知したものに限り、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができる。

3 前項での損害賠償の範囲は、売買代金の額を限度とする。

(用途制限等)

第9条 乙は、この契約締結の日から10年を経過するまでの間（以下「指定期間」という。）、物件を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者の事務所、住宅またはこれらに類するものの用途

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所またはこれらに類するものの用途

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

2 乙は、指定期間が満了するまでは、物件を前項各号の用途に供するおそれのある第三者へ譲渡し、または貸付けてはならない。

(実地調査等)

第 10 条 甲は、前条の指定期間が満了するまでは、物件について随時調査し、または乙に対し、必要な報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による甲の調査を拒み、もしくは妨げ、または同項の報告を怠ってはならない。

(違約金)

第 11 条 乙は、第 9 条または前条第 2 項に規定する義務に違反したときは、次に定める額を甲に違約金として納付しなければならない。

(1) 第 9 条に規定する義務に違反したときは、代金の 30 パーセントに相当する額

(2) 前条第 2 項に規定する義務に違反したときは、代金の 10 パーセントに相当する額

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第 15 条に規定する損害賠償またはその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 乙が第 9 条および第 10 条第 2 項に違反する場合その他この契約による義務を履行しないとき

(2) 甲が義務の全部または一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3) 乙がその義務の全部または一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき

(5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき、または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

(返還金等)

第 13 条 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用を返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金および乙が物件に支出した必要費、有益費その他いっさいの費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 14 条 乙は、甲が第 12 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日まで

に物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、物件が滅失またはき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により、物件を甲に返還するときは、同時に物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙がこの契約に規定する義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第13条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第11条に規定する違約金または第14条第2項もしくは前条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金とこれらの全部または一部と相殺する。

(登記の費用)

第17条 物件の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結および履行に必要ないっさいの費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第19条 この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約書に規定しない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(特約条項)

第20条 別記特約条項のとおりとし、前条までの条項の内容が特約条項の内容と接触する場合には、特約条項の内容が優先されるものとする。

特 約 条 項

物件は現状有姿で引き渡します。現況と図面等が相違している場合は、現況が優先します。

以上

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

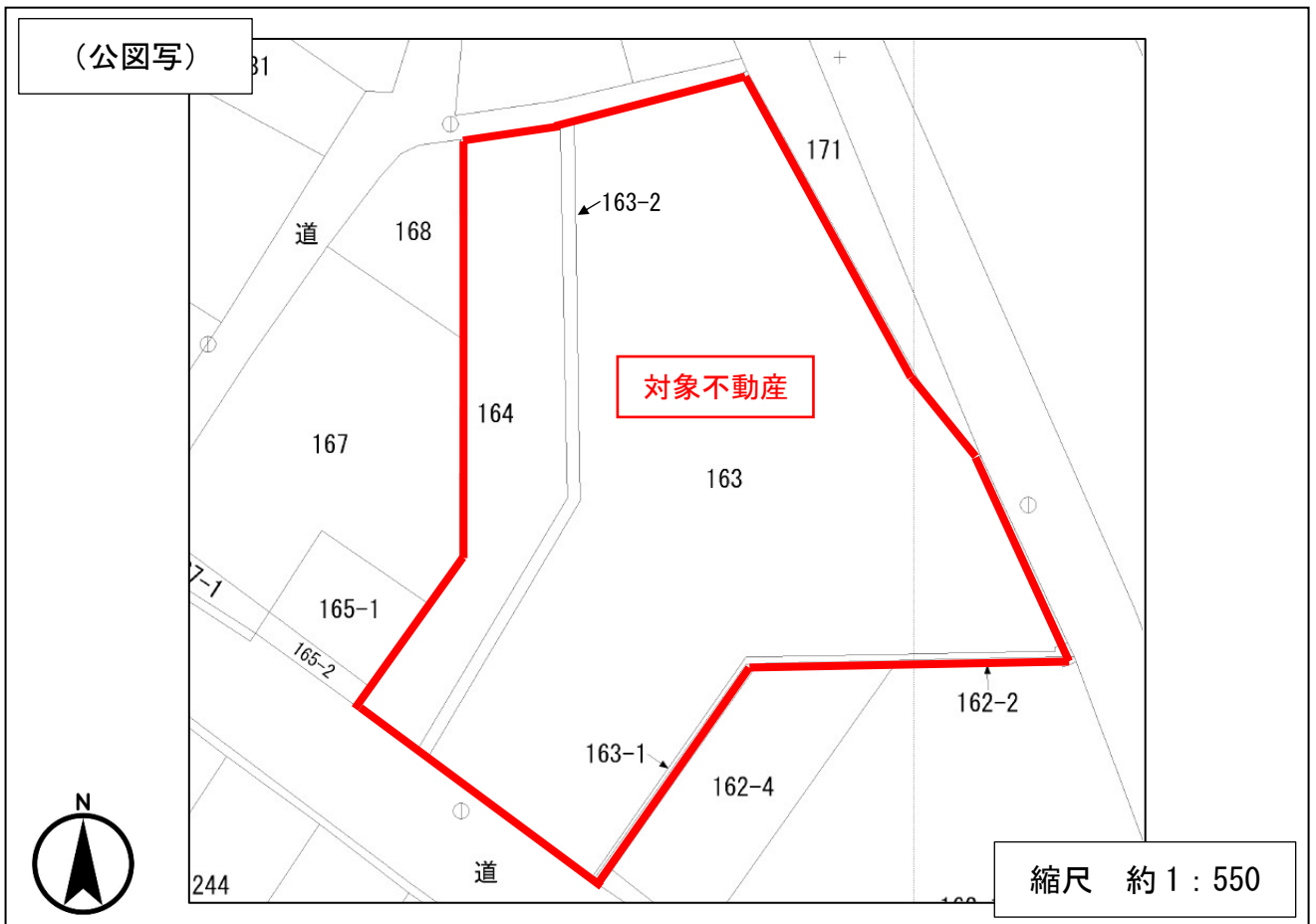
令和 年 月 日

(甲) 売 主 島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2016 番地
隠岐広域連合
広域連合長 池田 高世偉

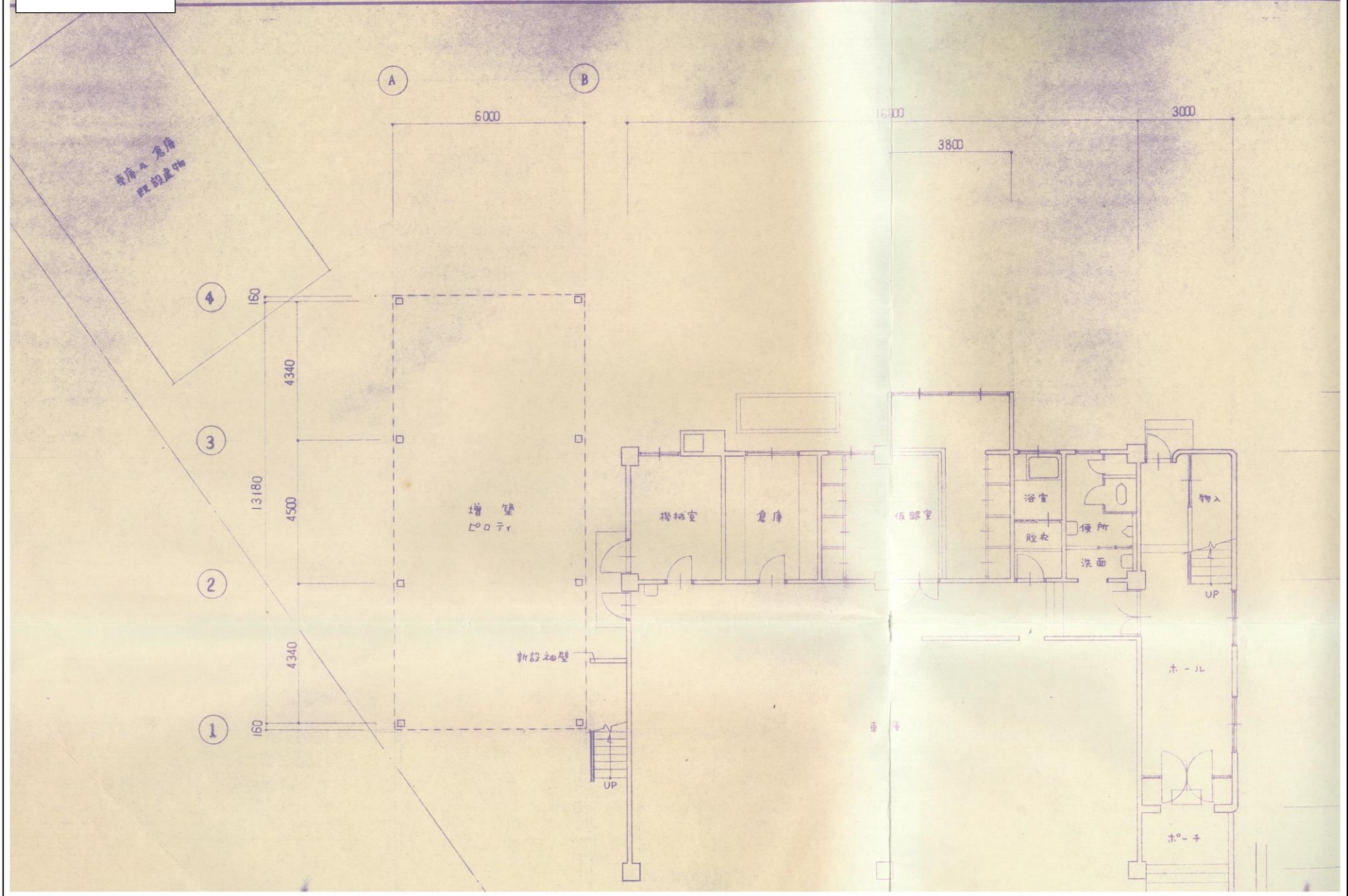
(乙) 買 主 住所

氏名

位置図



1階 平面図



現況写真

物件名：旧消防庁舎

本館 正面



撮影：R6年9月30日

本館 背面

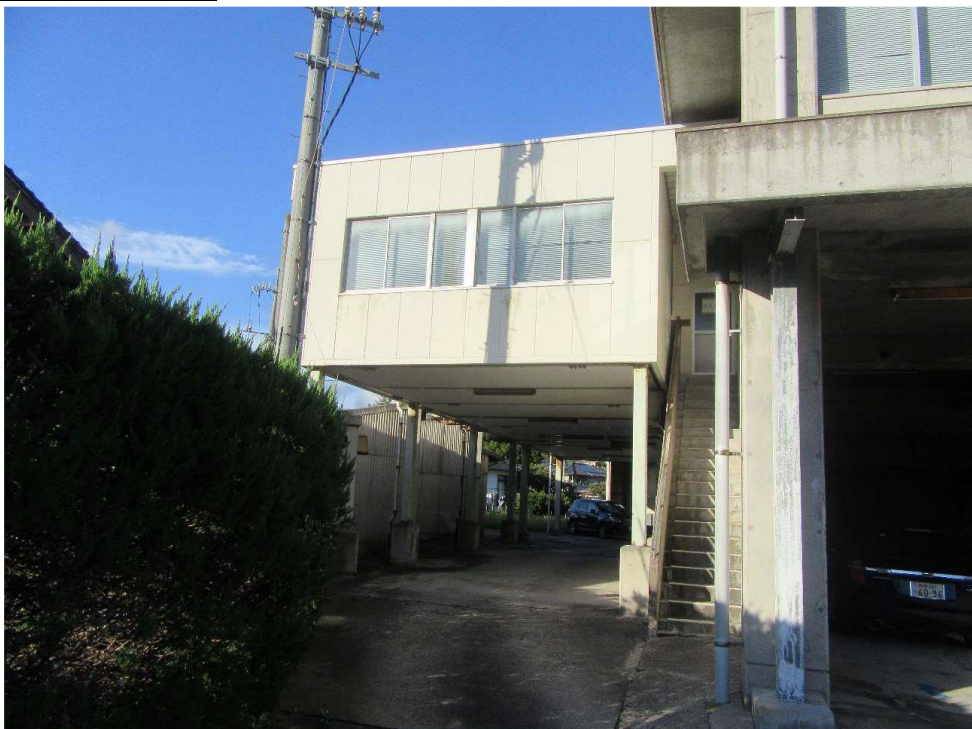


撮影：R6年9月30日

現況写真

物件名：旧消防庁舎

本館 増設部



撮影：R6年9月30日

東側 倉庫



撮影：R6年9月30日

現況写真

物件名：旧消防庁舎

後側 倉庫



撮影：R6年9月30日

ヨド物置



撮影：R6年9月30日

現況写真

物件名：旧消防庁舎
トタン小屋



撮影：R6年9月30日

本館 背面南東側



撮影：R6年9月30日

別表

対象不動産（家屋・工作物）

No	名称	用途	構造				延床面積	特記事項
			躯体	階数	屋根	床・壁		
1	旧消防庁舎 本館	1階 駐車場 2階 業務室	R C造	2	陸屋根	コンクリート コンクリート	520㎡	物見塔及び煙突あり
2	本館横 増設部	1階 通路 2階 業務室	鉄骨造	1	陸屋根	木 A L C	150㎡	発電機等の電気機械設備あり
3	本館東側 スレート倉庫	倉庫	鉄骨造	1	片流れ	コンクリート スレート	110㎡	
4	本館後側 スレート倉庫	倉庫	鉄骨造	1	切妻	コンクリート スレート	130㎡	
5	ヨド物置小屋	倉庫	金属製	1	陸屋根	金属製	13㎡	
6	トタン倉庫	倉庫	木造	1	切妻	コンクリート トタン	32㎡	
7	その他の残地物	発電設備、変電設備、水槽タンク、バス停留所、消火栓、消防ホース格納箱、電柱（3本）、 建物内大型設備（電気機械設備等）						